

はじめに

この報告書は、特定非営利活動法人職業教育評価機構（旧私立専門学校等評価研究機構（以下「本機構」という。）が私立専門学校を対象として令和4年度に実施した第三者評価事業の結果を取りまとめたものです。

今日、第三者評価は、医療、福祉など公共的サービスの分野において幅広く行われています。学校教育の分野では、平成14年度に法律で義務づけられた大学・短大等で認証評価として実施されていますが、同じ高等教育の一翼を担う専門学校については、自己評価の実施と結果公表のみが義務づけられています。

このような状況の中で、平成16年、いち早く、東京の専門学校関係者や行政関係者が中心になって、特色ある教育を実践する専門学校教育の情報を積極的に開示し、教育の質を保証する仕組みとして第三者評価制度を導入することを決意し、本機構を設立しました。

以来、本機構では、実践的な職業教育機関である専門学校等に相応しい評価制度のあり方について検討を重ね構築した第三者評価システムにより、平成19年度から本格的に第三者評価を実施するとともに、第三者評価実施の環境づくりとして、自己点検・評価の普及を図るため、研修の実施などの啓発活動にも取り組んでまいりました。

本機構の第三者評価制度の特徴は、自己点検・評価と同一の評価基準を適用し、各学校が自己点検・評価を継続的に実施する中で改善を進め、一定の期間（5年）毎に第三者評価を受けることができるようなシステムとなっています。

本年度の第三者評価に応募された専門学校の皆様、評価業務に携わった学識者、企業関係者、専門学校関係者、公認会計士の評価委員の方々はもとより、行政関係者、関連する業界団体から、あたたかいご支援をいただき、このたび、第三者評価事業が完了したことにつきまして、あらためて心から厚く御礼を申し上げます。

令和4年10月、本機構は、実践的職業教育に関する評価を行うことを明確にするため、組織名称を「職業教育評価機構」に改めました。今後、本機構では専門学校における第三者評価をさらに普及・発展させるため、評価システムの改善や啓発活動に努めてまいりますので、引き続き皆様のご指導を賜りますようお願いを申し上げます。

特定非営利活動法人職業教育評価機構

理事長 井澤 勇 治